

デザイン・ブランド・マーケティング分科会

◆ Fashion Law ファッション・ロー ◆

これまでファッションは知的財産による保護と結び付けられて語られることが少なかった。ファッション業界のデザイン/ブランドプロテクションに関わるアパレル企業の担当者、代理人など異なるバックグラウンドを有するパネリストがそれぞれ、企業における問題点、近年の国際的な最新動向について紹介をしながら、ファッションについてのデザイン/ブランドプロテクションを考える。

■ パネリスト 50音順

小川 徹 MARK STYLER株式会社 管理本部 法務部 法務課 課長

●テーマ 「社内デザイナーの創作インセンティブを喚起する仕組みづくり」

近年、職務発明制度が特許法改正により見直しをされるなど、企業内における従業員の発明（創作）インセンティブについては、様々な立場から議論され、我が国の産業発展を目指す法制度や各企業における制度（就業規則を含む）設計がされている状況です。

一方で、ファッション業界では、デザイナーが創作する被服は、知的財産権法による権利化があまり積極的でなく、また、難しいものが多いという性質から、企業内の仕組み上、創作インセンティブを喚起する適切な仕組みが確立できていないと考えます。この問題について、現状の整理及び提案を行います。

金井 倫之 Fashion Law Institute Japan 事務局長（知的財産教育協会）、弁理士・ニューヨーク州弁護士

●テーマ 「ファッションロー～最近の事例紹介と保護の動向について～」

最近のファッションアイテムの知財保護事例について海外の事例を中心に紹介させていただきながら最近のファッションデザインプロテクションの動向について検討したいと思います。

小松 隼也 弁護士 長島・大野・常松法律事務所

●テーマ 「ファッションデザインとデザイン保護規制の概観」

ファッションデザインを保護するためにどのような取り組みが必要か。裁判実務から見た不正競争防止法の限界や、昨今話題の著作権法による保護の可能性、意匠法の在り方など、ファッションという観点から法を横断的にさらしてみたいと思います。

埴崎 隆之 弁護士 T&K法律事務所

●テーマ 「ブランド保護のための商標出願」

ファッションブランドの保護のためには商標出願は極めて重要です。この商標出願の必要性を、中国における冒認出願問題への対策などを交えながら、再度整理したいと思います。

以上

デザイン・ブランド・マーケティング分科会

◆ Fashion Law ファッション・ロー ◆

【略歴】

小川 徹 (おがわ とおる) MARK STYLER株式会社 管理本部 法務部 法務課 課長

2007年 日本大学大学院法学研究科 知的財産コース修了(現:日本大学知的財産専門職大学院)、2007年 コナミデジタルエンタテインメント株式会社 入社 法務知的財産本部勤務、2012年～現在 MARK STYLER 株式会社 法務部勤務、津田塾大学非常勤講師、知財学会会員、ファッションロー研究員

金井 倫之 (かない ともゆき)

Fashion Law Institute Japan 事務局長(知的財産教育協会) 弁理士・ニューヨーク州弁護士 政府系金融機関勤務などを経て現職。2014年、Fordham Law School の Fashion law セミナーに参加したことを契機に日本で Fashion Law Institute Japan の立ち上げに取り組む。金沢工業大学客員教授、青山大学客員教授、日本工業所有権法学会会員、著作権法学会会員。

小松 隼也 (こまつ じゅんや)

長島・大野・常松法律事務所 弁護士 2014年、ニューヨークにて、ファッション、デザイン、アートに関する最先端の事例や行政の政策、裁判を研究した後に帰国。知的財産権、訴訟、政策提案等を専門に扱う。Arts & Law、Fashion Law institute Japan、文化庁文化プログラム準備チームメンバー

墳崎 隆之 (つかさき たかゆき)

T&K法律事務所 弁護士

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA) 事務局長

2003年早稲田大学法学部卒業。2009年～2012年に経済産業省模倣品対策・通商室にて勤務。2013年 University of London, Queen Maryにて LL.M.取得。2015年から一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA) 事務局長。

模倣品・海賊版対策をはじめとする紛争処理分野、ライセンス契約関係などの予防法務分野を中心に、商標権・著作権・不正競争防止法の分野を得意分野とする。その他、労働法や個人情報保護法等の分野も専門とする。

以上